

三重県公共工事共通仕様書（平成18年7月）正誤表

【平成19年3月29日正誤表】

ページ	条	誤	正																				
本文 目次 - 1 1		第5章 堰	第5章 堰・ 頭首工																				
1-17	1-1-23	表1-3 施行状況立会一覧表	表1-3 施工 状況立会一覧表																				
1-25	1-1-36	<p>1-1-36 事故報告書</p> <p>請負者は工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。なお、工事事故報告書の提出対象事故は次表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の分類</th> <th>事 故 の 定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故)</td> <td> <p>工事作業内及びその隣接区域(以下、「工事区域」という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業(三重県工事共通仕様書の総則「1-1-39 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という)が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>*工事作業場: 工事を施工するにあたって、作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>*隣接区域: 本来、工事作業場以外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p> </td> </tr> <tr> <td>もらい事故(第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡した事故)</td> <td> <p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td>死傷公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故)</td> <td> <p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td>物損公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)</td> <td> <p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷につながる可能性の高かった事故。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事故の分類	事 故 の 定 義	労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故)	<p>工事作業内及びその隣接区域(以下、「工事区域」という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業(三重県工事共通仕様書の総則「1-1-39 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という)が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>*工事作業場: 工事を施工するにあたって、作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>*隣接区域: 本来、工事作業場以外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p>	もらい事故(第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡した事故)	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>	死傷公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>	物損公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷につながる可能性の高かった事故。</p>	<p>1-1-36 事故報告書</p> <p>請負者は工事の施工中に事故が発生した場合には、直ちに監督員に通報するとともに、所定の様式により工事事故報告書を監督員が指示する期日までに、監督員に提出しなければならない。なお、工事事故報告書の提出対象事故は次表によるものとする。</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>事故の分類</th> <th>事 故 の 定 義</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故)</td> <td> <p>工事作業場内及びその隣接区域(以下、「工事区域」という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業(三重県工事共通仕様書の総則「1-1-39 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という)が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>*工事作業場: 工事を施工するにあたって、作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>*隣接区域: 本来、工事作業場以外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p> </td> </tr> <tr> <td>もらい事故(第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡した事故)</td> <td> <p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td>死傷公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故)</td> <td> <p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p> </td> </tr> <tr> <td>物損公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)</td> <td> <p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷につながる可能性の高かった事故。</p> </td> </tr> </tbody> </table>	事故の分類	事 故 の 定 義	労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故)	<p>工事作業場内及びその隣接区域(以下、「工事区域」という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業(三重県工事共通仕様書の総則「1-1-39 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という)が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>*工事作業場: 工事を施工するにあたって、作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>*隣接区域: 本来、工事作業場以外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p>	もらい事故(第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡した事故)	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>	死傷公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>	物損公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷につながる可能性の高かった事故。</p>
事故の分類	事 故 の 定 義																						
労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故)	<p>工事作業内及びその隣接区域(以下、「工事区域」という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業(三重県工事共通仕様書の総則「1-1-39 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という)が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>*工事作業場: 工事を施工するにあたって、作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>*隣接区域: 本来、工事作業場以外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p>																						
もらい事故(第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡した事故)	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>																						
死傷公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>																						
物損公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷につながる可能性の高かった事故。</p>																						
事故の分類	事 故 の 定 義																						
労働災害(工事作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故)	<p>工事作業場内及びその隣接区域(以下、「工事区域」という)において、工事関係作業が起因して、工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>資機材・工場製品輸送作業(三重県工事共通仕様書の総則「1-1-39 交通安全管理第2項」に規定された安全輸送上の計画に記載された作業。以下「輸送作業」という)が起因して工事関係者が、死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p> <p>*工事作業場: 工事を施工するにあたって、作業し、材料を集積し、又は機械類を置く等工事のために、固定あるいは移動柵等により周囲から明確に区分して使用する区域内をいうものとする。</p> <p>*隣接区域: 本来、工事作業場以外での作業は禁じられているが、適切な安全対策のもとに作業上やむを得ず使用する工事作業場に接続した区域。</p>																						
もらい事故(第三者の行為が起因して、工事関係者が死亡した事故)	<p>工事区域において、当該関係者以外の第三者が起因して工事関係者が死亡あるいは負傷した事故。</p> <p>なお、ここでいう負傷とは休業4日以上を負傷をいう。</p>																						
死傷公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して当該工事関係者以外の第三者が死亡した事故。</p> <p>なお、ここでいう第三者の負傷とは休業4日以上もしくはそれに相当する負傷をいう。</p>																						
物損公衆災害(工事作業が起因して、当該工事関係者以外の第三者の資産に損害が生じた事故)	<p>工事区域における工事関係作業及び輸送作業が起因して第三者の資産に損害を与えた事故にあつて、第三者の死傷につながる可能性の高かった事故。</p>																						
1-193	5-3-2	<p>5. 請負者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(J I S A 5308 . 9 検査)は、請負者が自らもしくはは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。やむを得ず・・・</p>	<p>5. 請負者は、レディーミクストコンクリートの品質を確かめるための検査(J I S A 5308 . 10 検査)は、請負者が自らもしくはは公的機関又は生コン工業組合等の試験機関で行うものとする。やむを得ず・・・</p>																				

三重県公共工事共通仕様書（平成18年7月）正誤表

【平成19年3月29日正誤表】

ページ	条	誤	正
2-62	第5章 堰		第5章 堰・ <u>頭首工</u>
2-62	第2節 適用すべき諸基準 (追加)		第2節 適用すべき諸基準 <u>農林水産省 土地改良事業計画設計基準・指針(各編)</u>
建設工 事施工 管理基 準(案) 目次 - 4	15 - 2 . 抑止アンカー工・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 265		<u>(削除)</u>
243 ~ 285	品質管理基準及び規格値		16 - 1 . 特殊モルタル等吹付け工・・・・・・・・・・・・・・・・・・ <u>266</u> 別紙「品質管理基準及び規格値(平成19年3月29日正誤表)」のとおり。